

注意事項

【自家発電機】

1. 自家発電装置使用上の安全性について、医療機器取扱事業者と十分に相談すること。
2. 自家発電装置は、原則として人工呼吸器専用外付けバッテリーの充電を目的とするものであること。(ただし人工呼吸器の販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められるものはこの限りではない)
3. 給付対象は自家発電装置本体のみで、燃料及びエンジンオイルは給付対象としない。
4. 自家発電装置の限度額は 212,000 円 (消費税を含む額) とする。限度額を超える場合は、超過負担額を業者に支払うこと。

【無停電電源装置】

5. 無停電電源装置の使用上の安全性について、医療機器取扱事業者と十分に相談すること。
6. 無停電電源装置の限度額は 41,000 円 (消費税を含む額) とする。限度額を超える場合は、超過負担額を業者に支払うこと。

【蓄電池または外付けバッテリー】

7. 機器の使用上の安全性について、医療機器取扱事業者と十分に相談すること。
8. 蓄電池については、原則として人工呼吸器専用外付けバッテリーの充電を目的とするものであること。
9. 機器の限度額は 104,000 円 (消費税を含む額) とする。限度額を超える場合は、超過負担額を業者に支払うこと。

【吸引器】

10. 吸引器の使用上の安全性について、医療機器取扱事業者と十分に相談すること。
11. 吸引器は、乾電池式等、家庭用電源を使用せず機能するものとする。
12. 吸引器の限度額は 100,000 円 (消費税を含む額) とする。限度額を超える場合は、超過負担額を業者に支払うこと。

【共通】

13. 給付された機器を、給付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。違反した場合は、費用の全部又は一部を返還させることがある。
14. 給付後、所有者として機器を適切に管理し、定期的に点検すること。なお、点検・修理等に係る費用は、所有者が負担する。
15. 給付申請後、物品の納入前に生活環境等が変わった場合は、区へ連絡すること。